

## 令和2年度 兵庫区スポーツ振興事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この公募要領は、「兵庫区スポーツ振興事業業務委託 公募型プロポーザル」の応募に際して必要な事項を定めるものであり、本プロポーザルへの応募者は、この実施要領を遵守しなければならない。

### I. 案件名称

兵庫区スポーツ振興事業 業務委託

### II. 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

幅広い層の兵庫区民等が運動やスポーツを楽しむこと、また区民等の健康増進を図ることを目的とし、各種スポーツ大会を開催する。併せて、参加者の相互交流に寄与することとする。

#### (2) 業務内容

業務内容は次のとおりとする。なお、詳細については別添「兵庫区スポーツ振興事業 業務委託仕様書（仕様書1）」「各種スポーツ大会概要（仕様書2）」を参照のこと。

##### 1) 参加申込受付に係る業務

- ① 申込の受付
- ② 申込者情報の管理

##### 2) 資料作成及び資材調達業務

- ① 当日資料の作成
- ② その他必要備品の調達

##### 3) 当日運営業務

- ① 会場設営・撤収作業
- ② 受付・進行业務

※「各種スポーツ大会概要（仕様書2）」には令和元年度の収入を記載しているが、令和2年度の開催については参加料を徴収しない他、その他の収入も予定していない。

#### (3) 契約期間

委託契約締結日から令和3年3月31日まで

#### (4) 委託上限額

金1,200,000円（うち消費税及び地方消費税相当額109,091円）

#### (5) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、区は、契約金額以外の費用を負担しない。

### III. 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は兵庫区（以下、区という）と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（区は受託者に協議の上、企画提案され

た内容の一部の変更を求めることがある)

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結せず、契約締結後に判明した場合は解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、区の検査を経て受託者の請求に基づき支払う。

※詳細については委託契約約款第8条及び第9条参照

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者が行う業務を一括して委託すること、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、区と協議の上、業務の一部を委託することができる。

※詳細については委託契約約款第4条参照

(4) 成果物の取扱

委託業務履行により作成された成果物の著作権、所有権、及びその他の権利は区に帰属、もしくは譲渡する。

※詳細については委託契約約款第14条から17条参照

(5) 個人情報の取扱

受託者は、個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他区が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

※詳細については委託契約約款第18条及び19条参照

(6) 業務の継続が困難となった場合の措置

契約期間中に受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、下記のとおりとする。

1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

- ・受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、区は契約を解除することができる。この場合、区に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、業務を引き継ぐ受託者が円滑かつ支障なく本事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければならない。

2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

- ・災害その他不可抗力等、区及び受託者の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより、契約を解除できるものとする。
- ・委託期間終了若しくは、契約の取消し等により業務を引き継ぐ受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。
- ・業務の継続不可と判断した場合、それまでに要した経費は、区との協議の上、双方の負担金額を決定し各々が負担する。また中止により不要となった経費については、区との協議の上、金額を決定し委託料から減額する。

(7) 不当介入における通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らし合わせて合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

(8) その他の事項

- 1) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく排外措置を受けた場合は、契約の解除を行う。
- 2) 共同事業体として本プロポーザルに参加した者が受託候補者に選定された場合は、共同企業体協定書を契約締結までに区に提出すること。
- 3) その他の事項については委託契約約款の各項を適用する。

IV. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは再生手続き中でないこと
- (3) 平成30・31年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。当該資格を有していない場合は、登記簿謄本及び納税証明書を提出していること。
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと
- (7) 業務遂行にあたり、連絡・調整・打ち合わせ等に際し、迅速に対応できる体制を構築できること
- (8) 共同事業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記（1）から（7）をすべて満たすこと。

V. スケジュール

公募要領配布、公募開始	令和2年3月2日（月）
参加申請関係書類の提出締切り 質問の提出締切り	令和2年3月16日（月）午後5時
参加資格決定通知 質問に対する回答	令和2年3月23日（月）頃
企画提案書の提出締切り	令和2年4月13日（月）午後5時
提案審査委員会の開催	令和2年4月20日（月） 詳細は参加申請者に別途通知
選定結果通知	令和2年4月23日（木）
契約締結・事業開始	令和2年5月上旬
事業完了	令和3年3月31日（水）

## VI. 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- 1) 受付期間 令和2年3月2日から令和2年3月16日午後5時まで
- 2) 提出場所 IXに定める担当部署
- 3) 提出方法 持参, または郵送・宅配  
※持参による場合は, 神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時~正午, 午後1時~午後5時  
※郵送・宅配の場合は, 令和2年3月16日午後5時までに提出場所に必着とすること
- 4) 提出書類・部数 以下の書類を各1部
  - ① プロポーザル参加申込兼資格審査申請書(様式1)
  - ② 平成30・31年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有することを証明する書類(資格を有するものに限る)
  - ③ 法人登記簿謄本(提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本)  
※ 上記②の提出がある場合は不要
  - ④ 代表者印鑑登録証明書(提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本)
  - ⑤ 委任状(代表者以外の名義で申請する場合のみ)
  - ⑥ 事業経歴書及び事業報告書  
※ 任意様式(直近事業年度の決算報告書, 会社概要, パンフレット等で可)
  - ⑦ 法人税, 消費税及び地方消費税, 県税, 市町村税の各納税証明書(直近1年分)  
※1 上記②の提出がある場合は納税証明書の提出は不要。  
※2 滞納がないことを証明する納税証明書によること。  
※3 所在地の市町村において上記様式がない場合は, 各市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。
  - ⑧ 誓約書(様式2)
  - ⑨ 共同企業体参加届出書(様式3)(共同企業体による参加申込の場合のみ)  
※1 共同企業体で参加申込を行う場合は, すべての構成員について上記②~④及び⑥~⑨を提出すること。  
※2 上記②③⑥⑦については, 令和2年2月29日以降, IXに定める担当部署に別件契約またはプロポーザルのために提出済みであり, かつ内容に変更がない場合は提出不要。
  - ⑩決算書類(直近年度における「貸借対照表」「損益計算書」等)
- 5) 参加資格決定通知 令和2年3月23日頃に書面により通知する。

### (2) 質問の受付

- 1) 受付期間 令和2年3月2日から令和2年3月16日午後5時まで
- 2) 提出場所 IXに定める担当部署
- 3) 提出方法 質問票(様式4)を作成し, IXに定める担当部署まで郵送, FAXにより提出すること。
- 4) 回答方法 応募者全者に対し, 令和2年3月23日頃にFAXにより回答する。  
なお, 質問者名は公表しない。
- 5) その他 神戸市の回答は本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

### (3) 企画提案書・見積書の提出

- 1) 受付期間 令和2年3月2日から令和2年4月13日午後5時まで
- 2) 提出場所 IXに定める担当部署
- 3) 提出方法 持参, または郵送・宅配

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
※郵送・宅配の場合は、令和2年4月13日午後5時までに提出場所に必着とすること

4) 企画提案書について

- ① 提出部数 15部
- ② 様式等
  - ア) 様式 任意  
※ 表紙及び目次をつけ、各ページにページ番号を付すこと
  - イ) 用紙サイズ A4サイズ
  - ウ) ページ数 15ページ以内（表紙、添付書類を含む）
  - エ) 使用言語 日本語
- ③ 必須記載項目
  - ア) 各業務の具体的な実施方法
  
  - イ) 統括業務責任者等の業務遂行体制
  - ウ) 類似業務実績
  - エ) その他下記表に掲げる業務種別ごとの各項目

5) 見積書について

- ① 提出部数 1部
- ② 様式等
  - ア) 様式 任意
  - イ) 用紙サイズ A4サイズ
- ③ 記載項目
  - ア) 見積年月日
  - イ) 見積書の有効期限（令和2年3月2日以降の日付とすること）
  - ウ) 事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先
  - エ) 法人及び代表者の印を押印すること。
  - オ) 各種金額
    - ・業務種別ごとの費用の内訳額及び総額
    - ・すべての業務の費用の総額
    - ・消費税及び地方消費税額
    - ・消費税及び地方消費税額を含めた費用総額（Ⅱ（3）に定める金額を上限とする）

VII. 選定に関する事項

(1) 選定方法

- 1) 本企画提案については、神戸市職員等によって構成される選定委員による提案審査委員会において審査を行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。
- 2) 選定委員は、審査基準に沿って、本プロポーザル応募者によるプレゼンテーション及び企画提案書の審査を行う。
- 3) 提案審査委員会について（※実施する場合）
  - ・開催日時 令和2年4月20日（月）（予定）
  - ・開催場所、内容及び方法等の詳細は、本プロポーザル応募者に対して別途通知する
- 4) 審査の結果、評価点が最も高い事業者を受託候補者とする。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は下記選定基準の1) ②の得点が高い方とし、1) ②が同点の場合

は③，①の順で比較する。

(2) 選定基準

審査は、次に示す評価項目に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- 1) 内容点（詳細は別添「審査項目表」を参照のこと）
  - ① 確実な業務遂行のための業務実施体制 10点
  - ② 高い事業効果の実現可能性 65点
  - ③ 類似業務実績の豊富さ 20点
- 2) 価格点（入札金額が低いことを評価する） 5点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- 1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- 2) 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- 3) 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- 4) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- 5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- 6) 企画提案書及び見積書等の必要書類の提出が提出期限に遅延した場合
- 7) 選定基準における内容点が45点を下回った場合
- 8) 見積書に記載の費用総額が予定価格を超過している場合

(4) 選定結果の通知及び公表

- 1) 受託候補者選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知する。
- 2) 応募者からの選定結果に係る問合せに対して、神戸市は、当該応募者の評価項目ごとの点数の詳細・順位についてのみ回答することに、応募者は予め同意する

VIII. その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 提出された書類は、選考結果の如何を問わず返却しない。
- (4) 神戸市は、提出書類を本プロポーザル以外の目的で応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 神戸市が指示する場合を除き、提出期限後の書類の変更、差し替え、追加提出もしくは再提出は認めない。
- (6) 企画提案書の著作権は応募者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負う。
- (7) 神戸市は、本プロポーザルの実施に際して応募者の提供する資料を、本プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用しない。
- (8) 応募者は、受託候補者の選定後、本実施要領及び仕様書等について、不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (9) 本プロポーザルへの参加申請後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止または神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。

- (10) 本件に係る令和2年度予算が成立しない場合は、本プロポーザルに基づく契約を締結しないことがある。

IX. 提出先, 問い合わせ先

〒652-8570

神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号 兵庫区総務部まちづくり課

電話 078-511-2111 (内線476) / FAX 078-511-5331

## 『兵庫区スポーツ振興事業 業務委託』公募型プロポーザル 審査項目表

評価項目	評価の観点	配点	満点
1. 確実な業務遂行のための業務実施体制			
十分な実施体制が構築できているか	① 各業務内容を確実に遂行するにあたって、十分な人員を配置しているか ② 必要に応じて早急な対応が可能な体制が構築されているか ③ 区とスムーズな意思疎通が可能な体制が構築されているか ④ 会社（共同事業体の構成会社を含む）の経営状況	10	10
2. 高い事業効果の実現可能性			
(1) 参加申込受付に係る業務	① 手法について、事業目的の達成が期待できるか ② 円滑な業務遂行が期待できるか ③ 十分な個人情報管理ができているか	25	65
(2) 資料作成及び資材準備業務	円滑な業務遂行が期待できるか	20	
(3) 当日運営業務	円滑な業務遂行が期待できるか	20	
3. 類似業務実績の豊富さ			
(1) 類似業務の実施及び受託実績があるか	スポーツイベント等、当該業務に類似する業務の実施及び受託実績の充実度	10	20
(2) 専門的知見や経験があるか	業務責任者及び担当者に業務遂行を確実にするための専門的知見や経験があるか	10	
4. 価格点（入札金額が低いことを評価する）			
算出式：5×（1－見積価格／委託上限額）		5	5